

新しく転校してくる  
子どもの情報が早く  
欲しい。  
クラス的环境も  
変えたい。

学校の  
来月の行事予定が  
わからない……？

どのような  
指導内容・方法なの？

卒業式に参加したい  
んだけど……？  
ちょっと不安……。

学校では  
どうなってるだろう？

担任の先生と相談  
すれば  
なんとかなると  
思うんだけど？

一時帰宅中は  
どのように過ごして  
いるんだろう？



### 学校・施設定例連絡会

日常的な議案の整理・  
緊急課題の方向を決定  
する

### 現場

教員・職員に伝えていく  
学校と施設の連携が深まる

## 年間の施設・学校の流れ 例

4月

書類交換の確認

- ①服薬している児童生徒の情報
- ②医療情報

「申し合わせ事項」作成  
学校・学部運営要綱、施設支援要綱の交換  
家庭（施設）訪問実施要綱配布  
担任間ミーティング

5月

年間指導計画（学級経営案）配布  
担任間ミーティング  
個別の教育・支援計画作成、交換  
環境設定の見直し  
クラス運営の見直し

6月

施設・学校訪問

2月

「申し合わせ事項」の確認、改訂  
年間反省→施設、学校への要望など  
引き継ぎ作業→担任間ミーティング  
4月新入園児童生徒報告、確認

3月

個別の教育・支援計画まとめ、評価、交換  
年間行事計画原案、すり合わせ、合意  
入学式細案提出、依頼  
担任間ミーティング

### 【学校と施設の 連絡会】

- 年間計画
- 月行事予定
- 行事確認
- 児童生徒報告
- 学校・施設共通  
確認事項作成
- 担任同士の  
話し合い設定
- 強度行動障害支援  
委員会設定



### 【学校・施設 申し合わせ事項】

を 年度初めに設定

### 児童生徒の様子

学校で授業中集団に入ることができず、パニックを繰り返している。

時には、他児に暴力をふるい、どのように対処しても収まる気配がない。

### 定例ミーティング

- 緊急に主任を交えたケース会議を開く。
- 施設入所理由を再度確認する。
- 障害特性を確認しパニックの前後の状態を報告する。
- パニックの状態を記録する。  
連絡帳などで施設、保護者に様子を伝える。

### 強度行動障害支援委員会

- 緊急に委員会を開き、学校での様子を報告する。  
(ビデオ、記録など)
- 個別の教育・支援計画の確認をする。
- 支援方法・内容の確認をする。
- 環境設定の確認をする。
- 施設の対応を聞く。

〔参加者〕

担任、担当、主任、強度行動障害担当者、医療関係者

◎助言者（スーパーバイザー）の存在

## 医療機関を交えた会議

- 医師に最近の情報を伝え指示を仰ぐ。
- 処方の確認をする。
- 薬の副作用の確認をする。
- 保護者の確認を得る。

## 保護者との懇談会

- 経過報告をする。
- 今後の課題、方向性を明確に伝える。
- 保護者の意見を聞く。
- 保護者の理解を得る。

## その他連携機関

学校・施設だけでは問題解決できない場合

- ① 自閉症発達障害支援センターに相談し、支援協力を仰ぐ。
- ② 児童相談所と定期的に会合を持ち、ケース検討をし方向性を探る。
- ③ 地域のこども医療センター等に相談する。

## 学校・施設での対応

- 全体像を見直す。
- 環境設定を見直す。
- 指導内容・手立てを再検討し、必要に応じて新たな方向性を決定する。
- 互いに連携を密にし、話し合いの機会を多く設定する。
- 問題行動を起こした児童生徒の特別な連絡帳を作成する。
- チームティーチングを重視し、対応を1本化する。





# 強度行動障害支援の環境チェックリスト

行動障害は、素質と環境との相互作用の中で現れ形成されていきます。実際の教育支援に行き詰まったら、以下のチェックリストを参考にして、強度行動障害の背景になっている環境の調整をしましょう。

## 1. 物理的環境の設定

- 1. 本人がくつろげる、あるいは安心できるなどの空間がある。
- 2. 他の人からの刺激が少なくリラックスできる個室などがある。
- 3. 生活拠点に壊されやすいものを置かないなど不応を誘発しない配慮がある。
- 4. 日常使用する食器や眼鏡・衣類などに、簡単には壊れない・器物破損などに至らないための工夫がある。
- 5. 建物の構造上で強化ガラスや強化板など、容易に壊れない工夫がある。
- 6. パニックなどで対応が困難になった時に、本人の安定や、怪我の防止のために利用できる部屋がある。

## 2. 教育支援体制の組み方

一般的なこと

- 7. 個別に支援している（1日の多くの時間を集団から離れている）。
- 8. 安定した小集団の中で支援している。
- 9. 直接に支援する教員・職員は、限定されている（担任制である）。
- 10. 教員・職員は、障害特性の理解が深く、経験も豊富である。
- 11. 行動障害の軽減に良いとされる各種の療法を積極的に学び、取り入れている。
- 12. 療育に関して、スーパーバイズシステムなどの相談できる組織が確立し、活用されている。
- 13. パニックなどで対応が困難になった時に、安全を確保するための行動制限マニュアルがある。
- 14. 行動制限マニュアル作成にあたっては、部内で、行動制限を最小限とするための議論が十分になされている。  
このマニュアルに基づく行動制限は、医師や第三者機関、家族などの承認が必要とされている。

## プログラム

- 15. 1日のプログラムに無理がない。動的プログラムや静的プログラムなどを組み合わせたりし、生理的リズムに配慮した生活の組み立てがなされている。
- 16. 発達段階や障害特性に合わせた個別の教育（療育）プログラムが立てられている。
- 17. 個別の教育（療育）プログラムは、継続性・一貫性が見られる。
- 18. 生活や作業などの活動の展開は、毎日継続している、あるいは決まった手順があるなど本人が見通しが持てる展開になっている。
- 19. スケジュールは、本人の了解できる形態で提示できている。
- 20. 各プログラム・作業などは、始まりと終わりが明確である。

## 記録・評価

- 21. 課題に添った本人の記録が毎日とれており、次に活かす資料となっている。
- 22. 評価尺度を用いて現状把握ができています。

## 教育と施設の連携

- 23. 担任・担当が変わっても、課題や有効な支援方法について、記録を元に伝達され活かされていて、教育（療育）の継続性がある。
- 24. 職員・教員間での話し合いの場が月1回以上ある。
- 25. 職員・教員間で本人の状態把握、行動の意味合いの理解、支援目標の設定、具体的支援方法の共有ができています。
- 26. 家庭・学校・施設の間での話し合いの場があり、連携がしっかりとれている。

## 精神科医療との連携

- 27. 精神科医療を利用する時には、本人の状態や主訴が資料を基に的確に伝えられる。
- 28. 医師は教育・福祉のシステムに理解があり、一定の知識を持っている。
- 29. 医師は自閉症などの発達障害、及びその行動病理に理解がある。
- 30. 適切な薬物療法を行うために活用できる病院が確保されている。
- 31. 薬物療法をはじめるときに、インフォームド・コンセントの手続きがとられている。

### 3. 実際の支援では

#### 障害特徴への配慮

- 32. 各々の場が何をやる場所かが明確である。学習の場、作業の場、遊ぶ場、食事の場、おやつ場など、それぞれの活動の場所を分け決めてある。
- 33. 適度な刺激への配慮がある。視覚過敏・聴覚過敏・対人緊張などでの過度のストレス状態にさらされていない、刺激が少なく退屈な状態におかれていないか、などの検討や配慮がある。
- 34. どのような情報を伝えていくのか、わかりやすい方法で伝えているか、指示や情報伝達が複数の人から伝えられることで混乱となっていないか、などへの配慮があり、適切な情報伝達になっている。
- 35. 理解しやすい適切なコミュニケーション形態が準備されている。たとえば具体的な物、絵、写真、文字など視覚的な媒体の利用、話し言葉の利用などの検討がされている。

#### 健康管理

- 36. 一般的健康管理が適切になされ、更に本人特有の疲労、発熱などの体調への配慮がある。
- 37. 歯痛、アトピーなどによる不快さなど観察し、必要な対策がとれている。

#### 気持ちへの配慮

- 38. 受容的雰囲気の中にある。いじめられたり、からかわれるなどが無い、体罰や強い叱責などが無い。
- 39. 達成感・満足感が得られている。楽しいプログラムがある、充実した時間がある、嫌いなことが強要されたり、頑張ることだけが強調されていない。
- 40. コミュニケーションマインドを大切にしている。本人の表現への着目、スキルを育てるなどコミュニケーションを大切にしている。
- 41. 提供される課題やプログラムは、興味性・発達レベルにあった内容であり、失敗させない配慮がされている。
- 42. ステップアップは、気持ちの育ちに着目し、過負担であったり不充足感がないかなど見ながらすすめられている。

#### 自己決定

- 43. さまざまな活動に対して、必要な情報が、適切に提供され選択できる。
- 44. 活動に参加するか否か、あるいは集団で過ごすか個別で過ごすかを選択できる。
- 45. 言動・行動などからうかがえる本人の意思が尊重されている。

## 環境変化

46. 生活拠点が大きく変わることで、本人にとって大切な人と別れることなどが大きな不安になるという視点を持ち、丁寧な支援を行っている。

## 家庭環境

47. 親は、子どもの障害を受け入れ、障害を理解し一緒に歩む姿勢が見られている。あるいは、障害を認知しない場合でも、本人の発達のペースにあわせて歩む姿勢がある。
48. 自分の子の理解ができ、対応が適切である。
49. 家族への施設からのガイダンスが十分に提供されている。
50. 家族の持つ疑問に対して苦情処理制度が活用されている。





# 学校と施設の「申し合わせ事項」の例

## 秦野養護学校と弘済学園との申し合わせ事項（案）

交換期日：平成16年3月24日  
秦野養護学校 — 弘済学園連絡協議会

### 1. 学校—学園連絡協議会について

- ① 月1回～2回定期的に設ける。
- ② 期日は校長、園長の予定を調整しながら設定する。
- ③ 出席者 学園：園長、次長、課長  
学校：校長、教頭、教務、主任
- ④ 協議事項：翌月の行事計画、教育計画、その他必要に応じて。

### 2. 学校—学園連絡会について

- ① 月1回～2回学校—学園連絡協議会の前に定期的に設ける。
- ② 期日は前回の連絡会で設定する。
- ③ 出席者 学園：課長、日課係長  
学校：教務、主任、副主任
- ④ 協議事項：翌月の行事計画、教育計画、その他必要に応じて、協議会の議題を整理する。

### 3. クラス編制について

- ① 本来クラスは学齡児・学齡外と分けた編制が基本であるが、施設運営の理念に基づき混合学級となる場合もある。
- ② クラス編制は前年度中に、日課区で話し合いを始め、学校と学園で調整し「学校—学園連絡協議会」において決定する。

### 4. 秦野養護学校教員がクラス担任となるクラスについて

- ① 秦野養護学校教員がクラス担任となるクラスは、複数の学齡児で編制されているクラスとする。その内訳は年によって変更される。

## 5. クラス運営について

- ① クラス担任は、弘済学園1名、秦野養護学校1名の2名担任制を原則とする。「学習」担当者もクラスに入り互いに協力する。
- ② 「学習」の対象は学齡児である。
- ③ 「学習」の対象児は、日課・生活区・保護者の希望・了承・要請を得て、日課クラス内で検討し「学校—学園連絡協議会」で報告する。

## 6. 技能教科・特別訓練〔音感（音楽）、体育〕

- ① 音感（音楽）・体育の授業では弘済学園職員と秦野養護学校教員（音感—1名、体育—2名）が互いに協力して指導にあたる。その内訳は、年によって変更される。

## 7. 日課指導について

- ① 弘済学園では、月曜日から金曜日まで（祝日も含め）を日課指導日とする。ただし教員は、祝日の勤務を要しない。
- ② 秦野養護学校は、弘済学園の日課指導時間を尊重する。
- ③ 弘済学園は、秦野養護学校の教育課程を尊重する。
- ④ 指導内容については、クラスの実態に合わせミーティングを持ち検討していく。
- ⑤ 弘済学園は、秦野養護学校の職員会議（定例、臨時）、学部会のための時間を保証する。
- ⑥ 秦野養護学校の研究報告会、職員研修会（講演会）、学年末諸書類記入等については、連絡協議会で調整する。また研修会などへの出張について尊重する。

## 8. 担任間の協議の時間について

- ① 担任は日常的に連絡を取り合ってクラス運営にあたり、週1回程度はクラスミーティングを行う。
- ② 個別の教育・支援計画の作成、年間指導計画、父母懇談会、帰省面談等特別な場合のために、「担任打ち合わせ週間」を設定する。
- ③ 「担任打ち合わせ週間」の時間設定は、昼休み及び16:30~17:00を原則とし、担任同士で時間を設定する。
- ④ 月1回のクラスミーティングを設定し、担任2名・学習1名・係長でクラス運営にあたる。

## 9. 年休・出張者の補填(代替)について

- ① 教員の年休・出張に対する補填(代替)は、できる範囲で学校が行う。
- ② 秦野養護学校教員は、帰省面談、両親教室、授業参観、父母実習、行事など、土曜日あるいは日曜日・祝日に出勤する場合、事前に振り替え簿を提出し、学園・学校に報告了解を得る。なお、振替日はクラス内で調整し、日課クラスの指導を行う。

## 10. 行事について

- ① 共催行事は運動会とする。  
協力行事は、ウォークデイ、両親教室、東京駅作品展示会、療育セミナー、クラス発表会とする。
- ② 学校行事は、儀式的行事(入学式、卒業式)と協力行事(学習展、文化祭、交流など)とする。
- ③ 各行事ごとに、連絡協議会で検討・調整する。

## 11. 所在不明時の探索体制について

- ① 授業を優先とし、手の空いた教員が出来る限り協力する。
- ② 弘済学園の療育・支援要綱安全対応ガイド「所在不明者の探索体制について」にのっとる。
- ③ 探索中の教員の事故などは、公務災害とする。

## 12. 学園、学校内又は校外(園外)学習時の事故に関して

- ① 学校—学園連絡協議会で報告されたものは、全てにおいて公務災害の対象となる。
- ② 学習・各クラスで近隣へ外出して授業を行う場合は、規定の書式に記入し報告する。主任は学園に報告する。
- ③ 児童生徒の事故などに関しては、弘済学園の療育・支援要綱安全対応ガイドにのっとる。

## 13. その他

この申し合わせ事項の内容は毎年見直し検討を加える。

## 強度行動障害を見せている児童生徒の 学校と施設の連携マニュアル

ホームページ <http://www.iidahan.jp>

発行 平成16年12月15日

編集 厚生労働科学研究飯田班  
神奈川県秦野市北矢名1195-3 〒257-0006  
TEL 0463-77-3222 FAX 0463-77-3225

制作印刷 ORVICE  
神奈川県相模原市淵野辺2-26-6 〒229-0006  
株式会社 山岡内  
TEL 042-758-8099 FAX 042-786-8077



**強度行動障害を見せている児童生徒の  
学校と施設の連携マニュアル**

2007.12 厚生労働科学研究 学校連携 飯田班

<http://www.iidahan.jp>